

平成 20 年 10 月 16 日

独立行政法人 国民生活センター

つけ爪による危害

—かぶれ、やけど、カビが生えることも—

指先のおしゃれとして「つけ爪」が人気である。ネイルサロンも身近な存在になり、雑貨店などでは自分でつけ爪をするための様々な用具も購入できる。一方で、つけ爪による危害情報も少なからず寄せられている。8 月には、女子プロゴルファーがつけ爪と共に自分の爪（以下、自爪）をはがすというニュースも報道された。

そこで、つけ爪に関する危害の内容と注意事項をまとめた。

1. つけ爪の技法など

ここでは、自爪の上に何らかの方法で人工爪を形成することを「つけ爪」と総称することとする。

つけ爪の主な技法として、以下のようなものがある。

- ① 色や飾りのついた既製の人工爪（ネイルチップ）を接着剤（ネイルグルー）や接着テープで自爪に固定する方法
- ② アクリル樹脂を専用リキッドに溶かしたミクスチャーと呼ばれる材料で自爪の上に人工爪を成形する方法（「スカルプチュア」、「アクリリックネイル」などという）
- ③ ジェル状のアクリル樹脂の一種を自爪の上に置き、UVライトで紫外線を当てて硬化させて人工爪を形成する方法（「ジェルネイル」などという）
- ④ ネイルチップを自爪に接ぎ、アクリルやジェルを塗って一体化させる方法（「チップオーバーレイ」などという）



(参考写真)

これらをネイルサロン等で施術してもらう方法と、用具や材料を購入して自分で施術する方法がある。①は一時的な装飾、②③④は長期間保つことができる。

ミクスチャーやジェルを乗せる前に、自爪との密着を高めるためにプライマーと呼ばれる用材等を自爪に塗布したりする場合もある。

また、つけ爪を取るには、ネイルチップを接着剤でつけている場合やスカルプチュアなどの場合にはアセトンなどを含んだ剥離剤（リムーバー）に浸して取る。非溶解性のジェルの場合はファイル（やすり）で削り取るなどの方法が取られる。

他にも、自爪を保護する用材、補強材や表面をコートする用材、施術中のふき取り用材などつけ爪をするためにはさまざまな用材が使用される。また、施術の一部として、自爪の形を整えるために甘皮を取ったり溶かしたりもする。

2. 危害の概要

（1）危害情報システム*に寄せられた件数

危害情報システムには「つけ爪」に関連した相談が少なくとも 38 件寄せられている。PIO-NET にはサロン等でのつけ爪の施術に関する危害情報が 24 件、つけ爪の用具等による危害情報が 8 件、病院危害情報にも 6 件寄せられている（2008 年 10 月 1 日現在、件数については本調査のため事例を確認したものである）。

*商品やサービス等により生命や身体に危害を受けたり（危害情報）、そのおそれがあった情報（危険情報）を消費生活センター及び全国の危害情報収集協力病院（20 病院）からオンラインで収集・分析し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てることを目的として作られたシステム。

（2）サロン等で受けた施術による危害事例

【事例 1】

携帯電話のサイトで広告を見て、個人のネイルサロンでつけ爪をした。普通の半分以下の値段であったが、施術中にうまくいかず何回もやり直した上、翌日から剥がれ始めるなど満足のいかない出来であった。つけ爪が肉に食い込み血豆状になっている箇所もある。苦情を伝えたが無視されている。

（相談受付年月：2007 年 9 月 10 代 女性 学生）

【事例 2】

美容院で「爪にやさしい。1 ヶ月半もつ」と言われジェルネイルをした。1 週間ではがれてきたのでやり直してもらったが、やはり 1 週間ではがれた。3 回やり直してもらったら爪が乾燥して表面がはがれ痛みが出た。皮膚科では「ジェルネイルのリムーバーは爪に良くない。1 ヶ月で 3 回もやり直し、リムーバーで爪が痛んだ可能性が高い」と言われた。元に戻るのに半年くらいかかるらしい。

（相談受付年月：2007 年 8 月 30 代 女性 給与生活者）

【事例 3】

ネイルショップでつけ爪をつけてもらったが、2 日後から左手第 3 指が腫れ出し化膿した。内科を受診し抗生物質を飲んでいる。10 日以上たつがまだ赤味を帯びている。
(相談受付年月：2007 年 6 月 40 代 女性 給与生活者)

【事例 4】

ネイルサロンでつけ爪のため両手の爪をアルコールで消毒している時に、タバコを吸おうとしたら、ライターの花が右手に燃え移り、指、頬、髪にやけどした。1 年以上月 2 回通っている店で、タバコを注意されたことはない。すぐ医者に行き全治 2 週間と診断され、毎日通院している。
(相談受付年月：2006 年 7 月 30 代 女性 給与生活者)

【事例 5】

勤務していたネイルサロンの衛生管理が悪く、バクテリアの繁殖で爪が黒くなった。自分も勧められて施術をしたが自爪が緑色から黒くなった。店からは口外しないように言われた。
(相談受付年月：2005 年 5 月 20 代 女性 無職)

【事例 6】

人工爪をつけたら自爪にカビができたので皮膚科で治療を受けるつもりである。業者へどう申し出たらよいだろうか。
(相談受付年月：2005 年 4 月 20 代 女性 給与生活者)

(3) 自分で行った施術による危害事例

【事例 7】

日用雑貨量販店で購入したつけ爪用瞬間接着剤。容器に半分くらい残っていた状態で蓋を開けたら、中蓋がくっついていて液が飛散した。じゅうたんから白煙があがり、履いていたジーパンの右太ももに痛みを感じたので見ると皮膚がただれていた。病院に行ったところ、熱傷 2～3 度と診断された。
(相談受付年月：2008 年 8 月 40 代 女性 家事従事者)

【事例 8】

100 円均一店で購入したつけ爪をはがす液を使用したら、左手の指先から指の間がただれ、痛みで手の開きがこわばった。普段から洗剤や除光液でただれた経験もないので、自然に治ると思っていたが良くならないので病院へ行った。
(相談受付年月：2008 年 6 月 30 代 女性 給与生活者)

【事例 9】

雑貨店で購入したつけ爪用接着剤の液をつけようとして、一滴がジーパンに落ちた。その直後にその下の足の皮膚がやけどして赤くなった。やけど部分は指先大に赤くなった。ジーパンは接着剤がついた部分が硬く固まった。商品の箱は捨ててしまっただけで手元になく、容器の表示はすべて英語で書かれており、メーカー名や注意表示などはわからない。

(相談受付年月：2008 年 4 月 20 代 女性 給与生活者)

【事例 10】

外国製のネイルプライマーでやけどをした。爪の油分・汚れをのぞくため、ネイルプライマーを塗っていたら足に 2 滴ほど飛んだ。一瞬で広範囲に広がり痛みが出た。急いで水洗いしたが赤くやけどのようになり病院へ行った。化学薬品によるやけどと診断された。

(相談受付年月：2004 年 7 月 20 代 女性 無職)

3. 危害事例からみたつけ爪の問題点

(1) 爪への負担

つけ爪の施術は自爪をやすりで削ったり化学物質を大量に塗布するため、自爪に負担がかかる点はそのどの施術でも避けられない。一度つけたつけ爪をはずす際にも、溶剤で接着剤を溶かしたりやすりで削り落とすという方法が取られるので、皮膚がかぶれたり乾燥したりする場合があります、何度も施術を繰り返していると自爪が薄くなりもろくなることがある。

長期間付け替えがいらず、見た目も自爪と一体化して人気のあるスカルプチュアやジェルなどの技法の場合、施術前によく消毒をしていなかったり、人工爪と自爪の間に隙間があるまま放っておくとバクテリア、カビなどが繁殖することもあり、それからさまざまな感染症にかかる危険性がある。

また、用材やアクリル樹脂によりアレルギー反応が生じることもあり、異常を感じながら放っておくと健康な爪の生育を阻害する場合もあるので注意が必要である。

(2) サロン等での施術に関する問題点

ネイルサロンでの施術における問題点として、技術の未熟さ、衛生管理の不備などがあげられる。

ネイルケアの資格等については、NPO 法人日本ネイリスト協会でスクールの協会認定や技能検定を行ったり、また、NPO 法人インターナショナルネイルアソシエーションでも認定サロンや認定スクールなどの認証や技能検定を行うなどしている。しかし、開業や施術を行うこと自体は規制がないため施術者の技術は一定ではない。

ネイルケアが流行しネイルサロンも次々と増えている現在、施術や設備等に関して一定以上の水準を確保する必要がある。

(3) 材料や用具の問題点

つけ爪の材料や用具については成分や注意表示に義務づけはない。一般用の接着剤は「家庭用品品質表示法」により表示が義務付けられているが、つけ爪用接着剤は対象になっていない。つけ爪用接着剤は瞬間接着剤と同じシアノアクリレート系接着剤（参考資料1）が多く、この接着剤は皮膚につくと取れなくなったり化学やけどを起こしたりする。他にも取扱いに注意を要する用材は多い。当センターで確認した限りでは、表示がまったくない用材はなかったが、成分表示や具体的な危険に関する表現、文字の大きさはばらばらでわかりにくいものもあった。

つけ爪用の材料や用具には、アメリカ等からの輸入品も多い。外箱には日本語の注意や成分表示があっても、箱から取り出して個別の用材を使う時には外国語の表示しかなく、何かあったときにすぐに確認できない場合がある。また、外国語では成分の詳細が記載されていても日本語表示には詳細が記載されていない場合もある。

4. アメリカ合衆国での規制等

アメリカ合衆国では、ネイル製品については、家庭用、サロン用ともに、連邦食品医薬品化粧品法（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act）の適用を受けている。

また、ネイルサロンとそこで働く施術者は、各州の州当局、通常は州コスメトロジー協会（State Board of Cosmetologists）による規制を受けており、どの州も、ネイルサロンかネイルテクニシャン、また、その両方に何らかのライセンス取得要件を設けている。

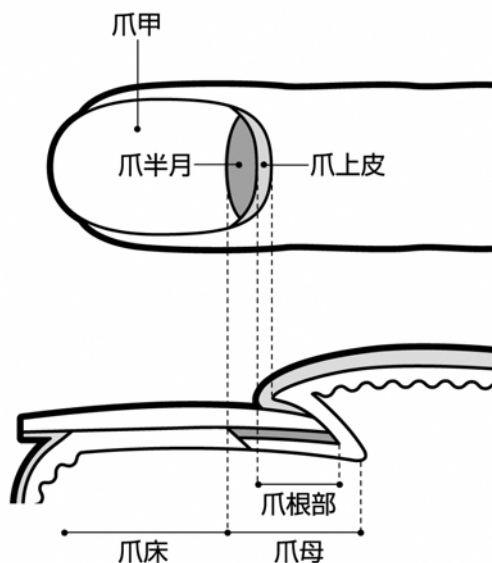
（FDA Fingernails: Looking Good While Playing Safe より）（参考資料2）

5. 専門家からのアドバイス

順天堂大学皮膚科准教授・住吉医院皮膚科 医学博士 住吉孝二氏

爪は表皮の角質層が変化したもので、毛髪と同様に硬ケラチンという成分からできている。爪は、爪甲（そうこう）の根本にある爪母（そうぼ）（爪半月（そうはんげつ）：爪を形成する部位）という部分で作られ、先端に押し出される。指爪は1日に0.1mmくらいの割合で伸びる。足指の爪はその半分くらいである。爪母が残っていれば爪は再生される。爪甲が新しいものに完全に置き換わるのには指爪の場合およそ6ヶ月くらい、足指の爪の場合は約1年かかる（図参照）。

図 爪のしくみ



爪は皮膚の一部であり、全身の健康状態を表わす大切なバロメーターのひとつであるため、人工爪をつけると健康状態を判断しにくくなる。爪の色や形がいつもと異なる時には、人工爪などによって密閉すべきでない。

甘皮(爪上皮(そうじょうひ))は爪母を保護している部位である。甘皮を取りすぎると、爪がデコボコになる、ささくれる、細菌が入って炎症を起こす、などの不具合が起こることもあるのでむやみに取らないこと。

人工爪と自爪の間に隙間が生じると、爪が細菌に感染する危険性がある。自爪が白く濁ったり、黄色や緑色などに変色してきた時、凸凹や肥厚といった変形が生じてきた時などは要注意である。

人工爪の中には自爪と同様な柔軟性をうたうタイプのものもあるが、このタイプは、衝撃を受けた場合に、柔軟性が災いしてつけ爪の部分のみが剥がれず、自爪も損傷してしまう場合がある。

自分で人工爪をつける人もいるが、爪の状態がそれに耐えうるかの判断は難しく注意が必要である。

6. 事業者への要望

現在は、つけ爪を含むネイル関連の施術サービスを業として行うことに規制はないため、誰でも自由に参入することができる。しかし、使用する用材には取扱いに注意の必要な化学物質も多く、安易な施術により爪や皮膚を損なうこともある。これらのサービスが一時的なブームではなく定着していくためにも、施術者及び開業者が一定の水準以上の設備と知識・技術を確保していく方策をとることが重要であろう。

また、一般に販売されているつけ爪用品についても表示義務はないが、中には化学やけどや引火の危険性のある物質もある。どの用材にどんな危険があるのか等の具体的な注意表示、またアレルギー反応や事故が起きたときに医療機関が治療方法を判断するためにも成分の表示等をしっかり行ってほしい。

7. 消費者へのアドバイス

① つけ爪は爪にとっては負担がかかるものである

爪の手入れやつけ爪の施術には化学物質を大量に使用するのかぶれたり爪がもろくなったりすることもある。また、やすりで表面を整えるので爪が薄くなったり、削る際に手指を傷つける危険性もあるので注意が必要である。

② つけ爪用の接着剤や用材はかぶれや化学やけど、引火に注意

つけ爪用品を購入する際は表示をよく確認して購入する。接着剤はシアノアクリレートと記載があればいわゆる瞬間接着剤なので、使用の際は皮膚につけないよう十分注意をする。接着剤だけでなく、プライマーやリムーバーなども作用の強いものがある。皮膚がかぶれたり化学やけどを起こしたり、引火の危険性もあるので注意が必要である。

③ 施術時の衛生管理はしっかり行う、異常を感じたらすぐに受診

施術前にしっかり消毒しなかったり、つけ爪と自爪の間に隙間が生じたりすると、カビや細菌が繁殖するなどで皮膚に炎症を起こすことがある。特に、つけ爪の表面に着色や装飾を施すと、内側の自爪の様子が観察できなくなるため、爪の健康状態の変化に気づかないことがある。衛生管理はしっかりし、施術後の手入れも重要である。異常を感じた場合にはすぐに皮膚科医を受診すること。

④ サロン選びにも注意

ネイルサロンの開業やネイリスト等を名乗るために必要な資格等はないが、皮膚や爪に関する知識や一定水準の技術の取得を認定する NPO 法人の資格認定も行われているので参考にするとよい。

⑤ 時々爪を休ませる

施術を何度も繰り返していると自爪が薄くなったりもろくなったりする。無理をして続けずに自爪が再生するまでは時々休ませることも必要である。

情報提供先

内閣府国民生活局総務課国民生活情報室

経済産業省商務情報政策局製品安全課

厚生労働省健康局生活衛生課

厚生労働省医薬品局監視指導・麻薬対策課

(参考資料 1)

* シアノアクリレート系の瞬間接着剤についての情報

1) 化学製品 P L 相談センター

「瞬間接着剤」について

『アクティビティノート』第 112 号 (平成 18 年 6 月発行) より

http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/281_302.pdf

平成 18 年度活動報告書 資料集 5 より

http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/405_429.pdf

2) 群馬県消費生活センター

商品テスト報告書

「瞬間接着剤が衣類に付着して発熱ー注意！やけどするおそれありー」

テスト期間 平成 13 年 9 月～平成 14 年 3 月

「たしかな目」2002 年 11 月号

今月のテスト 商品テストファイル「瞬間接着剤によるやけど」としてダイジェストを掲載

概要：「シアノアクリレート系瞬間接着剤を使用中、色物のポリエステル製の着衣に多量の接着剤をたらしてしまった。接着剤がその下に着ていたアセテート製のズボンまで浸透し、発熱したため、やけどを負ってしまった」との相談がセンターの寄せられたため、同種の瞬間接着剤 8 銘柄を購入し主に化繊（ポリエステルとアセテート）の生地に着剤を滴下し、どのように発熱するかをテストした。それによると色ものや化繊生地の 2 枚重ねなどのときは温度が高くなり、生地や条件によっては 100℃を超えることもあるなど、使用には注意が必要であることがわかった。

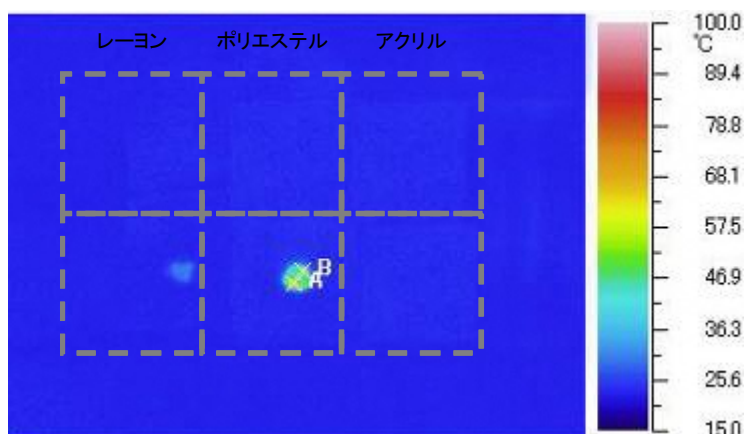
3) つけ爪用接着剤の温度上昇検証結果

つけ爪用接着剤が着衣に垂れて、やけどをしたという事例があったので、何種類かの布につけ爪用接着剤等を垂らした時に生地が温度が上昇することがあるか検証した。

図は、上下2段に並べた10cm四方の布（左からレーヨン100%、ポリエステル100%（フリース）、アクリル100%）に接着剤等を垂らした部位の温度が上昇する様子を10秒ごとに測定した画像のうち、最も高温になったときのものである。温度を色の違いで表わす計測器により観察し、最も高い箇所をA、次に高い箇所をBとマークした。

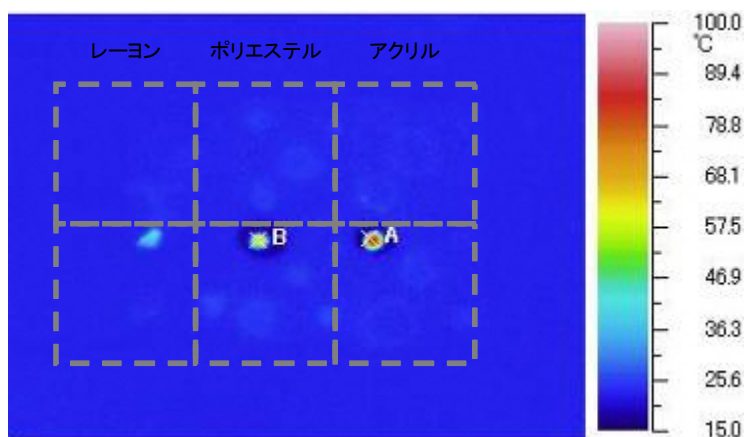
- ① 生地へ接着剤を垂らし、10秒経過後。ポリエステル100%（フリース）では10秒程で70℃近くに達したものがあつた。ズボンなどの着衣の上に誤って接着剤を垂らすと温度が上昇する可能性があることがわかつた。

図1. 温度計測の様子1（最も高温になったとき）



- ② プライマーが垂れた生地へ接着剤を垂らし、10秒経過後。アクリル100%では約84℃に達し、ポリエステル100%（フリース）では約68℃に達した。これにより、プライマーが乾かないうちに接着剤を付けると、かなりの温度上昇が起こる可能性があることがわかつた。

図2. 温度計測の様子2（最も高温になったとき）



(参考資料 2)

* F D A ホームページ 「Fingernails: Looking Good While Playing Safe」より

なお、この翻訳は、当センターの責任において行ったものである。

「爪：安全におしゃれを楽しむ」

米国食品医薬品局 Paula Kurtzweil

バージニア州アレクサンドリアにある Nails R Us で働くジュリー・ル (Julie Le) は、その長年のキャリアから何のためらいもなく、来店したナタリー・ハリスの爪の手入れを始めた。爪を磨き、形を整え、甘皮を処理し、ささくれなどを取り除き、表面を平らにして、ハリスがその仕上がりに満足したことを確認したら、ルビーレッドのマニキュアを塗る。

今やこれは、全国各地で毎日、繰り返される作業である。何千人ものハリスのような女性……そして男性も……は、おしゃれのために努力を惜しまず、ネイル・サロンや美容院に通ったり、市場に出回る数多くのネイル製品を使って自分で爪の手入れをしたりしている。

その理由はいたって簡単、と Nails R Us のオーナー、キム・シリーダヴォン (Siridavong) は言う。「誰だって、きれいになりたい。」

しかし、これは同時に、危険もはらんでいる。なかには、感染症やアレルギー性反応を引き起こす恐れのあるネイル・サービスやネイル製品もある。ネイル製品には、摂取すると有害な化学物質も含まれ、また、可燃性の物質が多い。

ネイル・サロンや美容院の利用も、安心できるわけではない。同じ製品を使い回しているため、病気を広める可能性が高いともいえる。

連邦政府や州が定める条例で、リスクの軽減が図られてはいるが、爪の健康を害さない、爪のおしゃれを自ら心がけることが消費者にも求められる。

産業の成長

近年、ネイル・サービスとネイル製品の利用が伸びを見せるなか、安全性に対する懸念も高まりつつある。『爪ファクトブック 1995 年』によると、米国で 1995 年に消費者がネイル・サービスに費やす金額は推計で、前年よりも 5 億ドル多い 52 億ドルに上る。今や、グループやチェーンに所属しない独立系のネイル・サロンが全国に 3 万 4,852 軒……対前年比で約 2,000 軒増……あり、ネイル・サービスを備えた美容院に至っては何十万軒にも上る。

最も人気のあるサービスは、同ファクトブックによると、人工爪 (スカルプチュア)

で、これにマニキュアが続く。ほかに、ネイル・ジュエリーやネイル・アートの人気も高い。

その多彩なサービスから、ネイル・サービスの提供者は、マニキュアリストではなく、「ネイル・テクニシャン」と呼ばれることが多い、とネイル技術のプロと学生の雑誌『ネイルズ』のマネジング・エディターを務めるスゼット（Suzette）・ヒルは説明する。

「20 年前はマニキュアが中心だったが、今では、もっと多岐に渡るサービスを提供するようになった。」

ネイル・テクニシャンはポリッシュ、マニキュア液、人工爪、グルーやラミネート加工など多様な製品を使うが、その多くが一般向けにも販売されている。

化粧品としてのネイル製品

ネイル製品は、一般向け、サロン向けともに、食品医薬品局（FDA）による規制を受けている。連邦食品医薬品化粧品法に基づき、これらの製品は、「洗浄する、美化する、魅力を増す、もしくは容貌を変えるために人の身体に塗擦、散布などされる、石鹼以外のもの」であり、化粧品とみなされる（『1991 年 11 月 FDA コンシューマー』の「化粧品の安全性：一見するよりも複雑（Cosmetic Safety: More Complex Than at First Blush）」を参照）。

米国において化粧品として販売されるネイル製品に関しては、メーカーが想定する通常もしくは一般的な使用状態で使用者に害を及ぼす恐れのある有害物質の使用が、法律で一切禁じられており、その正しい使用法は、パッケージないしは添付文書に記載されている。ネイル製品には、グルーリムーバーのアセトニトリルなど有害物質を含むものも多いが、注意書き通りに使用すれば危険がないため市販が認められているのであり、摂取をしない限り、人体に害はない（そして、摂取は本来の使用法ではない）。

一般向けに販売される製品についても、成分名を含有量の多い順番に記載するなど、ラベル表示を正しく行わなければならない（『1994 年 5 月 FDA コンシューマー』初出の「化粧品の表示ラベルを解読する（Decoding the Cosmetic Label）」を参照）。

FDA では、ネイル製品をはじめ市販前の化粧品を対象とした審査もしくは承認を行っていないが、必要に応じて、化粧品メーカーならびに試料の検査と化粧品の分析は実施する。そして、安全性に何らかの問題があれば、当該製品に対して FDA が法的措置を講じることも可能である。

これに加え、FDA では、安全性の問題を常時把握するため、化粧品自主登録プログラム（Cosmetic Voluntary Registration Program）を導入している。同プログラムは、化粧品メーカーが、消費者から届け出られた副作用の内容を FDA に報告する仕組みである。FDA が、この情報から、キューティクル・ソフトナー、ネイル・エクステンション用付け爪やネイル・ポリッシュなど、特定の製品カテゴリー別に基準副作用率を決める。プログラムの参加企業は、この数値を知ること、FDA が定めた基準値と自社の副作用

率を比較できる。

また、メーカーの競合企業、消費者、医師およびネイル・テクニシャンから、副作用の報告が直接 FDA に寄せられるため、人体に害を及ぼす恐れのある製品についても把握できる。

サロンの安全性

サロンとそこで働くテクニシャンは、州当局……通常、州 Cosmetology 協会……による規制を受けている。各州の Cosmetology 協会を統括する全米 Cosmetology 協会 (National Interstate Council of State Cosmetology Boards) のロイス・ウィスカー (Wiskur) 元会長は、「自分の知る限り、どの州も、ネイル・サロンかネイル・テクニシャン、またはその両方に、何らかのライセンス取得要件を設けている」と述べた。

そのため、ネイル・サービスを提供するサロンは通常、下記などの特定の要件を満たさなければならない。

- ・ 所定時間以上の講習と実習を受けたネイル・テクニシャンを雇用。
- ・ マニキュア・キットの適切な消毒。高圧蒸気滅菌か化学滅菌が望ましい。
- ・ 州の検査を定期的に受ける。
- ・ 最低限、マニキュア台 1 台と流し台 (温・冷水) 1 台などの設備を十分に整備。
- ・ 客のネイリングを開始する前に、手を洗うことを従業員に徹底させる。

国の疾病対策予防センター (CDC) は、1985 年に発表したガイドラインの中で、HIV や肝炎など血液によって感染する病気の予防を目的に、サロンの従業員の衛生慣行として同様の対応を推奨している。このガイドラインは、マニキュアリストやペディキュアリストをはじめ、対人サービス業の従業者などを対象としたもので、CDC によると、対人サービス業従業者からの、または、従業者への血液媒介感染症の感染は現在のところ 1 件も報告されていない。

爪感染症

これよりも多く見られる爪の問題として、皮膚科専門医から報告されているのは、ぶどう状球菌などバクテリア、カンジダ (イーストとも呼ばれる) など菌類と、疣などウイルスが原因の感染症である。

バクテリアや菌類による感染症は、自宅で付けたか、サロンで付けたかを問わず、人工爪が原因であることが少なくない。長い人工爪が何かにぶつかったことで少し剥がれ、付け根の部分で自然爪との間にすき間が生じると、そこに汚れなどが入り込む恐れがある。適切な (例えば、アルコール類で拭くなど) 洗浄を行わずに、再び接着させると、バクテリアや菌類が人工爪の間で繁殖し、自然爪にまで広まりかねない。

また、自然爪が伸びるにしたがい、自然爪と人工爪の間のすき間も大きくなる。このすき間を埋める対応を定期的にとることを怠ると、感染症にかかる確率が高くなること

も考えられる。

ほかに、アクリル・ネイルを 3 ヶ月以上など長期間付けて、ネイルの下に水分が蓄積されてしまうと、菌類による感染症を招きやすい。

特にサロンでは、同じキットをたくさんの人に使うため、不衛生なネイル・キットの使用から、バクテリア、菌類とウィルスによる感染症が生じる場合もある。

汚れたキットは、爪の周辺の皮膚が損傷を受けている場合、とりわけ大きな危険をはらんでいる。皮膚の損傷は、甘皮の切り過ぎや押し上げ過ぎなどによる過剰なネイルケアで生じる場合もある。甘皮を切るなどして爪から除去すると、露出された部分に病原菌が入り込みかねない。皮膚科専門医が甘皮の処理をしないよう提言しているのは、そのためである。

感染症の症状としては、爪の部分およびその周辺の痛み、発赤、痒みと化膿が挙げられる。爪が黄緑色、緑色および暗緑色に変色したら、それは緑膿菌感染症の兆候である。青緑色に変色した場合には、菌類による感染症が疑われる。

人工爪を付けていて感染症の症状が現われた場合には、人工爪を外し、当該部分を石鹸と水で徹底的に洗浄しなければならない。それでも症状が消えない時には、医師の診察と、必要に応じて、局所性か経口の抗感染薬の処方を受ける。

菌類による爪感染症を治療する非処方薬で、承認を受けているものはなく、また、菌類による他の感染症を治す市販薬を爪感染症に使用してはならない。FDA で市販の抗真菌薬の審査を実施したところ、菌類による爪感染症は、爪の厚さなどが影響して、局所治療の効果が薄いことが判明した。そのため、FDA は 1993 年に、菌類による爪感染症を治す局所性抗真菌薬とラベル表示、表示もしくは宣伝される市販薬をすべて新薬とし、発売前に FDA の承認を受けることを義務付けた。この規則は 1994 年から施行されているが、抗真菌の処方薬には適用されない。

その一方で、当該規則にもかかわらず、抗真菌効果を謳いながら、承認を受けずにネイル・グルーなど市販のネイル製品をいまだに販売している企業がある。こうした企業に対して、FDA は、当該製品の販売を中止しなければ、法的措置も辞さないと警告を発している。

アレルギーなどの危険性

ネイル製品に多く見られる問題としてはほかに、発赤や痒みと、場合によっては小さな水腫れが特徴の発疹、接触皮膚炎などのアレルギー性反応がある（『1990 年 5 月 FDA コンシューマー』の「接触皮膚炎：発疹の謎を解き明かす（Contact Dermatitis: Solutions to Rash Mysteries）」を参照）。

特定的人工爪の成分は、アレルギー性反応を引き起こす傾向を示すことで知られている。例えば、人工爪に使われるアクリル樹脂（アクリル）の基本的な構成要素の残留物は、爪床に発赤、腫脹および痛みを引き起こす恐れがある。場合によっては、反応が激

しく、自然爪が爪床から剥離してしまい、通常であれば新しい爪が生えてくるが、爪根が損傷を受けていると、完全に生え揃わないこともあり得る。

「遊離ホルムアルデヒド」を含有するネイル強化剤は、ネイル・グルーやネイル・ポリッシュに含まれる一部の化学物質と同様に、炎症やアレルギー性反応を引き起こす可能性がある。

1970 年代末には、人工爪製品の成分として当時よく用いられていたメタクリル酸メチルを原因とする、爪の損傷・変形や接触皮膚炎などの損傷とアレルギー性反応の事例が数多く FDA に報告された。メタクリル酸メチルを含有する製品を製造していたメーカーに対して法的措置が講じられたことに加え、当該製品の没収とリコールが相次いだため、現在ではこの成分はほとんど使われていない。それ以降、メタクリル酸メチルに代わって、メタクリル酸エチルなど他の化学物質が用いられるようになった。しかし、FDA の化粧品着色料室 (Office of Cosmetics and Colors) のジョン・ベイリー／ディレクター代理 (Ph.D.) によると、代替物質の安全性について徹底的な調査・研究はなされておらず、メタクリル酸メチルと同じ有害性を持つ可能性もある。

「メタクリル酸エチルを含有する製品に関しては、現時点では、アレルギーを引き起こす恐れがあるため、暴露と皮膚接触を最小限に抑える環境において、訓練を受けたネイル・テクニシャンだけが使用するよう指導している」とベイリー／ディレクター代理は述べている。

その原因を問わず、アレルギー性反応は通常、当該製品が塗擦、散布などされた部分か、顔、まぶたや首など、不注意で触れてしまった部分の表皮に生じる。

原因物質の使用を止めれば、こうした反応は治まる。また、使用者自らがアレルギー性反応を引き起こす化学物質を特定し、その使用を避けることができる場合もある。

一部のネイル製品は、幼児が摂取した時など、疾病を引き起こし、死に至る場合も、ごくまれながらある。1987 年には、1 歳 4 ヶ月の幼児が、人工爪 (スカルプチュア) を外すリムーバー液を誤って飲み込み、シアン化物中毒で死亡した。類似製品の誤飲で、緊急救命室に運び込まれ、集中治療を受けた子供は、ほかに少なくとも 1 名いる。これらの製品は、飲み込むとシアン化物に代謝されるアセトニトリルを含有していた。消費者製品安全委員会は 1990 年に、500 ミリグラムを超えるアセトニトリルを単一容器に含有する一般向けグルー・リムーバーに、チャイルドレジスタント・パッケージ (子供には開けられない包装形態) を用いることを義務付けた。人工爪用グルー・リムーバーも、この対象となる。

ネイル製品は、眼に入った時にも害を及ぼす恐れがあるほか、コンロのバーナーの炎やタバコの火だけでなく、ヘアアイロンの加熱部にすら近づけると、発火する恐れがある。

ネイル製品のラベル表示をよく読み、使用上の注意に留意することが消費者に求められる。

健康な爪

現在の消費者性向を踏まえ、爪の主たる機能は今や、美しく見せることになったと考える向きもあるかもしれない。だが、爪はいくつかの生理学的役割を担い、細かな物を掴む能力と微細な運動をする能力を高め、指とつま先を保護する。また、ばち爪（指先もしくはつま先が丸みを帯び、爪もそれを包み込むように丸みを帯びた状態）が慢性的な肺疾患や心臓疾患の典型的な兆候であるなど、医師が爪を調べて、深刻な基礎疾患を突き止める手がかりとする場合も考えられる。このような理由から、爪を健康な状態に保つことは重要な意味を持つ。

適切な手入れと予防によって、健康で、魅力的な爪を手に入れることができる。

（ポーラ・カーツウェイル：FDA 広報スタッフ）

.....

●人工爪の注意事項

- ・ 人工爪に使われた材料に対する感受性に疑問がある場合には、まず1本に試験的に付け、数日間おいてから、反応が生じるかどうかを調べる。
- ・ 自然爪もしくはその周辺の皮膚が病気に感染しているか、炎症を起こしている場合には、人工爪を付けず、まず感染症を治す。
- ・ 自分で付ける場合には、事前に説明書をよく読み、その指示に従う。万が一、アレルギー反応など問題が生じた時に、医師に見せることができるよう、成分表を取っておく。
- ・ 人工爪は慎重に扱う。自然爪に比べると強いかもしれないが、それでも割れたり、剥離したりする恐れがある。何かに強くぶつけるなどしないよう注意する。電話をかける時には鉛筆を使うなど、日常生活でも工夫をする。
- ・ 人工爪が剥がれた時には、指先を消毒用アルコールに漬け、自然爪と人工爪の間の部分を洗浄してから、人工爪を再び施す。このような対応によって、感染症を予防する効果が期待できる。
- ・ 家庭で使う普通の接着剤は、人工爪の修理に絶対に使わない。人工爪用の製品だけを使用し、説明書の指示に従う。
- ・ 人工爪を3ヵ月以上付けたままにしない。一旦外して、1ヵ月間、爪を休ませる。
- ・ ネイル・グルーなど有害な物質は、子供の手の届かないところで保管する。

—P. K. (ポーラ・カーツウェイル)

.....

●安全なネイル・サロンを選ぶ

そのサロンのネイル・サービスが衛生的であるかどうかを判断する一助として、爪・公衆衛生の専門家は、下記の事項を検討するよう提案している。

- ・ ライセンスを取得しているか？ライセンス証を掲示している店が多い。掲示されていなければ、尋ねる。
- ・ ネイル・テクニシャンはライセンスを取得しているか？このライセンス証も通常、掲示されている。担当のテクニシャンのライセンス証が掲示されていなければ、尋ねる。
- ・ ネイル・キットはどのように消毒されているか？高圧蒸気滅菌が一番良い、とミシシッピー州ジャクソン在住の皮膚科専門医ラルフ・ダニエル博士は言うが、次の客に使うまでの間、10分以上溶液に漬けておくことを条件に、化学滅菌を認めている州が多い。テクニシャンに、そのサロンではどのような方法を採用しているかを尋ねる。化学溶液を使っている場合には、製品のラベルを見て、「殺菌」など、バクテリアを死滅させる効果があることを示す言葉が記載されているか確かめる。不安であれば、自分のキットを持ち込むことをダニエル博士は推奨している。
- ・ サービスを行う前の手洗いは行われているか？ネイル・テクニシャンも客も、ネイリングの前に抗菌性石鹸で手を洗う必要がある。
- ・ 客一人ひとりが、新しい石鹸水に爪を浸すことができるか？また、客一人ひとりに新しいネイル・ファイル（爪やすり）が使われているか？いずれの対応も励行されなければならない。
- ・ 施設は清潔で整理整頓されているか？ニューヨーク大学の臨床皮膚科学准教授で、爪部門のトップを務めるポール・ケチジャン（Kechijian）博士は、サロン選びをレストラン選びに例え、「入った瞬間に、ここで食事をしたいと思うか、と自問しなさい」とアドバイスする。
- ・ 臭気が強いのか？強ければ、それはその施設の換気が悪い証だ、とFDAの化粧品着色料室（Office of Cosmetics and Colors）のジョン・ベイリー／ディレクター代理（Ph.D.）。ネイル製品から発生したヒュームを吸い込むと、気分が悪くなることもある。

ネイル・サービスを提供するサロンについて苦情などがある場合には、州のコスメトロジー協会に連絡をされたい。

—P.K.（ポーラ・カーツウェイル）

.....

● ネイル製品の副作用を報告する

ネイル製品の副作用が確認された場合、医師、ネイル・テクニシャンおよび消費者は、電話帳の青色部分に記載された最寄りの FDA 事務所に報告するか、あるいは、下記まで連絡しなければならない。

FDA の食品安全・応用栄養センター有害事象報告システム（CAERS）：電話 - 301-436-2405、電子メール - CAERS@cfsan.fda.gov

『FDA コンシューマー』誌（1995 年 12 月）

<title>つけ爪による危害ーかぶれ、やけど、カビが生えることもー</title>